

ココカラファイン

ココロ、カラダ、ゲンキ。

第8回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

場所 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2
県民共済プラザビル1階
『県民共済みらいホール』

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第8回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
連結監査報告書	24
計算書類	25
監査報告書	28

株主総会参考書類	30
第1号議案剰余金の処分の件	30
第2号議案定款一部変更の件	30
第3号議案取締役（監査等委員 である取締役を除く。）3名選任の件	39
第4号議案監査等委員である 取締役3名選任の件	42
第5号議案補欠の監査等委員 である取締役1名選任の件	45
第6号議案取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件	46
第7号議案監査等委員である 取締役の報酬等の額の決定の件	46

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚 本 厚 志

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の方法により、平成28年6月27日(月曜日)午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2
県民共済プラザビル1階 『県民共済みらいホール』
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

以上

- ※ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類は「添付書類」に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成28年6月28日
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月27日
午後5時50分到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月27日
午後5時50分まで

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社ココカラファイン 御中

私は、平成27年6月25日開催の株式会社ココカラファイン第7期定時株主総会における各議案につき、右記「賛否」の印で表示のとおり議決権を行使します。

平成27年6月 日

議案	賛	否	賛	否
原案に				
対し				

(サンプル)

各議案につき賛否の二表示がない場合は、賛の表示があつてもよいので取り急ぎお返しいただきます。

行使できる議決権の数
株主
ご所有株式数

お 願 い

- 株主総会にご出席の株主は、右の議決権行使書用紙をこの部分と切り離す前に会場受付まで持参してください。
- 株主総会にご出席されない場合は、以下の「行使期限」の期日までに、議決権を行使してください。

【郵便による議決権の行使】
①左の議決権行使書用紙に賛否を二表示のうえ、郵便で平成27年6月24日午後5時50分までに到着するように郵送してください。
②議決権行使書用紙の「郵送者」欄について必ずお名前を記入し、郵便に同封の「封筒」を必ずお入れください。
③「インターネットによる議決権の行使」の日に、必ず「株主総会参考書類」の「議決権行使書用紙」を必ずお読みください。

【インターネットによる議決権の行使】
①「インターネットによる議決権の行使」の日に、必ず「株主総会参考書類」の「議決権行使書用紙」を必ずお読みください。
②「インターネットによる議決権の行使」の日に、必ず「株主総会参考書類」の「議決権行使書用紙」を必ずお読みください。

ログインID
パスワード 株主番号

▶こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号議案

▶賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▶反対の場合：「否」の欄に○印を

第2号・第3号議案

▶全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▶全員反対の場合：「否」の欄に○印を

▶一部の候補者を：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成28年6月27日(月曜日)午後5時50分までに行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記ヘルプデスクにお問い合わせください](#)。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイ

ト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**(通話料無料)

受付時間 **9:00~21:00**

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果や雇用・所得環境の改善から緩やかな景気回復基調で推移いたしましたが、中国をはじめとした海外経済の減速や、個人消費における節約志向等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するドラッグストア業界は、同業各社の積極的な出店や法的規制緩和による競争環境のめまぐるしい変化を受け、異業種を交えた業務・資本提携、M&A等、企業の生き残りをかけた統合・再編の動きが活発化しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ドラッグストア・調剤事業

当社は、「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、中核事業であるドラッグストア・調剤事業をより迅速かつ効率的に運営できる経営体制へと抜本的な組織変革を行い、①お客様のニーズに対応する地域密着型のきめ細やかなマーチャンダイジングの構築、②年間70店舗を目標とする既存店舗の改装による活性化、③事業運営における更なる効率化、④地域密着型かかりつけ薬局の実現を目指した取り組みを推進してまいりました。

営業活動におきましては、既存店の活性化策、訪日外国人向け販売促進策等の順調な進捗や、引き続き堅調な調剤事業により、当連結累計期間における既存店売上高は前年同期比7.4%増となりました。売上高の増加とともに、事業運営における経費の効率化も順調に進み、利益の押上げ要因となりました。以上により、当連結会計年度の売上高は371,034百万円（前連結会計年度比6.9%増）、営業利益は11,203百万円（同155.1%増）となりました。

(出退店状況)

出退店につきましては、増加している訪日外国人の需要を取り込む新業態店3店舗を含め新規に19店舗の出店を行いました。また、不採算店53店舗の退店を行い収益改善を図るとともに、79店舗の改装を実施する等店舗の新陳代謝を促進いたしました。これにより、当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、下表のとおり1,307店舗となりました。

[国内店舗数の推移]

	平成27年4月1日 期首時点の総店舗数	出店	退店	平成28年3月31日 現在の総店舗数
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	1,283	19	53	1,249
株式会社岩崎宏健堂	58	-	-	58
合計	1,341	19	53	1,307
(内、調剤取扱)	(234)	(4)	(6)	(232)

[国内地域別店舗分布状況(平成28年3月31日現在)]

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	28	富山県	3	兵庫県	103	福岡県	57
宮城県	2	石川県	1	奈良県	39	佐賀県	2
山形県	1	福井県	2	和歌山県	28	長崎県	19
福島県	3	山梨県	3	鳥取県	14	熊本県	8
茨城県	2	長野県	3	島根県	2	大分県	5
栃木県	6	岐阜県	18	岡山県	9	沖縄県	6
群馬県	1	静岡県	37	広島県	29		
埼玉県	44	愛知県	99	山口県	72		
千葉県	19	三重県	59	徳島県	4		
東京都	239	滋賀県	11	香川県	7		
神奈川県	56	京都府	35	愛媛県	5		
新潟県	68	大阪府	155	高知県	3	合計	1,307

(商品販売状況)

OTC医薬品は花粉症対策商品や高付加価値目薬などが好調に推移し、売上高55,747百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。調剤は引き続き堅調に推移し、新しいC型肝炎治療薬も寄与し、売上高は50,228百万円（前連結会計年度比9.3%増）となりました。化粧品につきましては、付加価値品や新商品の好調などにより、売上高は99,286百万円（前連結会計年度比8.5%増）となり、健康食品につきましてはダイエット商品などにヒット商品があり、売上高は11,431百万円（前連結会計年度比11.4%増）となりました。衛生品、日用雑貨はそれぞれ42,329百万円（前連結会計年度比6.0%増）、46,329百万円（前連結会計年度比3.4%増）となり、食品につきましては、店舗改装やレイアウト変更などによる機能強化により、売上高は34,294百万円（前連結会計年度比10.9%増）となりました。また卸売につきましては31,388百万円（前連結会計年度比8.3%増）となりました。

区分		前連結会計年度		当連結会計年度		
		平成27年3月期		平成28年3月期		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
ドラッグ ストア ・調剤事 業	医薬品	100,555	31.6	105,975	31.2	105.4
	OTC	54,587	17.2	55,747	16.4	102.1
	調剤	45,967	14.4	50,228	14.8	109.3
	化粧品	91,492	28.8	99,286	29.2	108.5
	健康食品	10,262	3.2	11,431	3.4	111.4
	衛生品	39,941	12.6	42,329	12.5	106.0
	日用雑貨	44,786	14.1	46,329	13.6	103.4
	食品	30,931	9.7	34,294	10.1	110.9
	全店計	317,969	100.0	339,646	100.0	106.8
	卸売	28,993	—	31,388	—	108.3
小計	346,962	—	371,034	—	106.9	
介護事業	2,202	—	2,243	—	101.9	
セグメント間消去	△0	—	△2	—	—	
合計	349,164	—	373,275	—	106.9	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 介護事業

コア事業であるドラッグストア・調剤事業との連携強化や、介護度が中重度の利用者様の受け入れ強化など収益改善に取り組んでおります。在宅医療の受け皿として訪問看護と機能訓練型リハビリデイの複合施設が順調に収益化いたしました。が、平成27年4月の介護報酬改定の影響をカバーすることができず、当連結会計年度の売上高は2,243百万円（前連結会計年度比1.9%増）、セグメント損失（営業損失）は前連結会計年度比48百万円増の87百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は373,275百万円（前連結会計年度比6.9%増）、営業利益は11,119百万円（同154.4%増）、経常利益は13,461百万円（同104.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,927百万円（同317.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として店舗の新設19店、既存店舗の改装などにより、総額5,776百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は、全額自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

国民の健康に対する意識が高まり、「自分自身の健康は自らが守る」というセルフメディケーション時代へと移行しています。ドラッグストア・調剤薬局は、セルフメディケーションの一翼を担う機関としてその機能を高め充実させていくことにより、次世代の医療体制・国民の健康維持に貢献できるものと考えます。当社は、このような社会的期待に応えることが、取り組むべき課題であると考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 〔H24.4.1から H25.3.31まで〕	第6期 〔H25.4.1から H26.3.31まで〕	第7期 〔H26.4.1から H27.3.31まで〕	第8期 〔H27.4.1から H28.3.31まで〕 (当期)
売上高 (百万円)	335,886	349,337	349,164	373,275
営業利益 (百万円)	10,043	7,438	4,369	11,119
経常利益 (百万円)	13,789	9,495	6,576	13,461
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,855	3,598	1,658	6,927
1株当たり当期純利益 (円)	308.95	141.46	65.31	279.35
総資産 (百万円)	149,578	139,305	135,610	142,404
純資産 (百万円)	73,417	75,320	75,235	77,955
1株当たり純資産額 (円)	2,886.08	2,960.96	2,992.97	3,177.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 平成26年3月期より仕入割引に関する会計方針の変更を行っております。なお、平成25年3月期の数値につきましては当該会計方針を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

[財産および損益の状況の推移グラフ]



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	95百万円	100%	ドラッグストアならびに調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社ファインケア	10百万円	100%	介護施設の運営
株式会社ココカラファインOEC	95百万円	100%	インターネットによる通信販売業
株式会社岩崎宏健堂	30百万円	100%	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社ココカラファイン アソシエ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファイン ソレイユ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、子会社8社および関連会社3社により構成されており、医薬品、化粧品、日用雑貨等の店頭販売および薬局の経営を主たる事業としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目17番6号	53,198百万円	69,982百万円

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）
当社グループは、薬局の経営ならびに医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業および介護事業を行っております。

(8) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

株式会社ココカラファイン

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

直 営 店 1,249店舗

株式会社ファインケア

本 社 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目2番1号

介 護 施 設 28拠点

株式会社ココカラファインOEC

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社岩崎宏健堂

本 社 山口県周南市下一の井手5636-5

直 営 店 58店舗

株式会社ココカラファイン アソシエ

本 社 東京都大田区山王二丁目1番7号

株式会社ココカラファイン ソレイユ

本 社 東京都大田区山王二丁目1番7号

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,920名 (5,813名)	117名増 (334名増)

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
263名(31名)	33名増(2名増)	44.3歳

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	300百万円
株式会社三井住友銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 25,472,485株（自己株式935,555株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当期末株主数 6,883名
- (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79208）	1,683,240株	6.86%
ココカラファイン従業員持株会	1,094,330株	4.46%
セガミ不動産株式会社	861,520株	3.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	821,300株	3.35%
石 橋 一 郎	712,600株	2.90%
齋 藤 眞 由 美	702,032株	2.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	621,700株	2.53%
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017株	2.47%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	451,390株	1.84%
株式会社三菱東京UFJ銀行	446,848株	1.82%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（935,555株）を控除して計算しております。
 2. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成28年3月29日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年3月24日現在同社が1,197,268株（保有割合4.70%）を保有している旨の報告を受けております。しかし当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第2章第6条の定めにより、平成27年9月7日の当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、平成27年9月8日に600,000株の自己株式を総額2,598,000,000円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 厚 志	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社WINドラッグ 代表取締役社長
取締役副社長	石 橋 一 郎	営業本部長 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役社長 株式会社岩崎宏健堂 取締役
取締役副社長	柴 田 透	経営戦略本部長兼海外事業部長 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社ファインケア 取締役 株式会社ココカラファインOEC 取締役 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファイン ネクスト 取締役
取 締 役	橋 爪 薫	経営戦略本部企業品質担当兼店舗開発部長
取 締 役	北 山 真	北山法律事務所 代表
常 勤 監 査 役	古 松 泰 造	
監 査 役	大 谷 泰 弘	
監 査 役	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 石橋一郎氏は平成28年3月31日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
2. 取締役北山真氏は社外取締役であります。
3. 監査役大谷泰弘氏、鳥居明氏は社外監査役であります。
4. 社外取締役北山真氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役大谷泰弘氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役鳥居明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7名	129百万円	(うち社外取締役1名3百万円)
監 査 役	3名	21百万円	(うち社外監査役2名4百万円)
合 計	10名	150百万円	

(注) 上記の取締役の支給人員は、平成27年6月25日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および平成28年3月31日付をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	主な活動状況等
北 山 真	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
大 谷 泰 弘	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
鳥 居 明	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役および社外監査役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称
新日本有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでまいります。

イ. 本社社長を議長とするコンプライアンス・リスクコントロール会議にてコンプライアンスならびにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については本社社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議することを中心としてコンプライアンスの推進、教育・研修を行います。

ロ. 本社社長直轄の内部監査室が定期的および随時に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程に準拠して、適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。

ハ. 外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度（リスクホットライン）を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。

また、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の

可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備する等、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。

当社及び当社子会社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、本社社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール会議において、リスク管理に関する重要事項を審議する等、リスク管理体制の充実を図ってまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画および単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。

また、本社社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社の業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程にて、子会社に対する適正な経営管理を行うための管理体制、及び報告事項等を定めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在監査役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものいたします。

⑦ 監査役の職務の執行について生じる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに処理することとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することにしております。

常勤監査役は、取締役会ほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議などの重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。監査役は、当社の会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故等についても、内部監査室長が社長および監査役へ報告することにしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、本社社長を議長とするコンプライアンス・リスクコントロール会議を当事業年度において12回開催し、グループ事業のコンプライアンス・リスクに関わる事項について検討対応いたしました。

また、当社は同規程に基づき、内部通報窓口「リスクホットライン」を運用しており、社内への周知及びその活用を図り、コンプライアンス・リスクコントロール会議にその内容が報告されております。

② グループ会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程に基づき、本社社長が主宰するグループ

経営会議を当事業年度において12回開催するなどして、当社及びグループ各社のガバナンス強化に努めております。また、内部監査室は監査計画に基づき、子会社に対する監査を実施しております。

③ 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令・定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会を当事業年度において14回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

④ 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会やグループ経営会議等の重要な会議へ出席するなどして情報収集に努め、必要がある場合には意見を述べ、また代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないか等を確認しております。

7. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

特記すべき事項はありません。

備考

この事業報告に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	86,816	流動負債	58,349
現金及び預金	12,902	買掛金	40,457
売掛金	17,161	短期借入金	900
たな卸資産	45,905	リース債務	329
繰延税金資産	2,230	未払法人税等	4,000
未収入金	6,674	賞与引当金	1,827
その他の他	1,945	ポイント引当金	2,655
貸倒引当金	△3	その他の他	8,178
固定資産	55,588	固定負債	6,100
有形固定資産	25,999	リース債務	581
建物及び構築物	11,106	繰延税金負債	11
土地	11,040	退職給付に係る負債	3,532
リース資産	998	その他の他	1,975
その他の他	2,853	負債合計	64,449
無形固定資産	2,311	純資産の部	
のれん	556	株主資本	78,040
その他の他	1,755	資本金	1,000
投資その他の資産	27,276	資本剰余金	34,439
差入保証金	8,869	利益剰余金	46,181
敷金	11,911	自己株式	△3,580
繰延税金資産	4,302	その他の包括利益累計額	△85
その他の他	2,362	その他有価証券評価差額金	198
貸倒引当金	△168	退職給付に係る調整累計額	△283
資産合計	142,404	純資産合計	77,955
		負債・純資産合計	142,404

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上		373,275
売上原価		277,206
売上総利益		96,068
販売費及び一般管理費		84,949
営業利益		11,119
営業外収益		
受取利息	79	
受取当金	16	
受取配当	1,225	
受取手数料	335	
受取家賃	884	
受取贈与	336	
受取資産の売却益	389	3,267
営業外費用		
支払利息	11	
支払倒引	882	
支払引当金の繰上	0	
支払の他	32	
経常利益		926
特別利益		13,461
特種投資	0	
特種有価証券の売却益	0	0
特種借入契約の解除	183	
特種固定資産の売却益	2	
特種減価償却	78	
特種関係会社株式の売却益	1,393	
特種その他	41	
特種調整前当期純利益	58	1,756
税金等調整		11,705
法人税	5,201	
住民税	△424	
法人等調整		4,777
当期純利益		6,927
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		6,927

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日期首残高	1,000	34,439	40,743	△979	75,203
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,490		△1,490
親会社株主に帰属する当期純利益			6,927		6,927
自己株式の取得				△2,601	△2,601
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	5,437	△2,600	2,836
平成28年3月31日残高	1,000	34,439	46,181	△3,580	78,040

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成27年4月1日期首残高	269	△236	32	75,235
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,490
親会社株主に帰属する当期純利益				6,927
自己株式の取得				△2,601
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△70	△46	△117	△117
連結会計年度中の変動額合計	△70	△46	△117	2,719
平成28年3月31日残高	198	△283	△85	77,955

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ココカラファイン
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木真紀江 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココカラファインの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココカラファイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,986	流 動 負 債	14,102
現金及び預金	9,360	短期借入金	900
前払費用	85	未払入金	244
繰延税金資産	37	リース債	7
未収入金	449	未払費用	165
関係会社預け金	3,840	未払法人税等	17
その他	212	未払消費税等	17
固 定 資 産	55,996	預り金	15
有形固定資産	81	関係会社預り金	12,611
建物	31	賞与引当金	109
工具、器具及び備品	34	その他	13
リース資産	14	固 定 負 債	278
無形固定資産	464	リース債	8
商標	23	受入保証金	3
ソフトウェア	440	退職給付引当金	177
投資その他の資産	55,450	関係会社事業損失引当金	89
投資有価証券	162	負 債 合 計	14,381
関係会社株式	55,106	純 資 産 の 部	
長期前払費用	15	株 主 資 本	55,600
繰延税金資産	52	資 本 金	1,000
その他の	116	資 本 剰 余 金	48,076
貸倒引当金	△2	資本準備金	250
		その他資本剰余金	47,826
		利 益 剰 余 金	10,103
		その他利益剰余金	10,103
		繰越利益剰余金	10,103
		自 己 株 式	△3,580
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資 産 合 計	69,982	純 資 産 合 計	55,601
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,982

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額							
営	業	収	益		4,334						
営	業	費	用		3,421						
営	業	利	益		913						
営	業	外	収	益							
受	取	取	配	息	9						
受	取	取	当	金	2						
受	取	取	家	賃	58						
そ	の	の	他	費	14						
営	業	外	費	用							
支	払	利	息	7							
賃	貸	費	用	56							
そ	の	の	他	0							
経	常	利	益		63						
特	別	利	益		935						
特	別	損	失								
固	定	資	産	売	却	益	0				
固	定	資	産	除	却	損	0				
関	係	会	社	株	式	評	価	41			
関	係	会	社	事	業	損	失	41			
				引	当	金	繰	入	額	83	
税	引	前	当	期	純	利	益		852		
法	人	税	住	民	税	及	び	事	業	税	47
法	人	税	等	調	整					額	6
当	期	純	利	益						798	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成27年4月1日期首残高	1,000	250	47,826	48,076	10,795	10,795
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,490	△1,490
当期純利益					798	798
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	△691	△691
平成28年3月31日残高	1,000	250	47,826	48,076	10,103	10,103

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日期首残高	△979	58,892	1	1	58,894
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,490			△1,490
当期純利益		798			798
自己株式の取得	△2,601	△2,601			△2,601
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	0	0
事業年度中の変動額合計	△2,600	△3,292	0	0	△3,292
平成28年3月31日残高	△3,580	55,600	1	1	55,601

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ココカラファイン
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 健	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神前 泰洋	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木真紀江	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココカラファインの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ココカラファイン 監査役会

常勤監査役
社外監査役
社外監査役

古松 泰造 ㊟
大谷 泰弘 ㊟
鳥居 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元策として安定した配当の継続を最重点におき、合わせて将来の事業展開と経営体質強化のため、内部留保の確保に努めることを利益配分の基本方針としております。安定配当・内部留保の水準等を総合的に勘案して、1株につき40円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金30円を含め、1株につき70円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金40円

配当総額 981,477,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、企業価値の向上を図る観点から、取締役会において議決権を行使することができる監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を選任し、監査・監督機能を一層強化することを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という。）により創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により社外取締役以外の業務執行を行わない取締役との

間でも責任限定契約が締結可能となったことに伴い、その締結対象者の範囲を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらにこれらの変更に伴う条数の変更も行うものであります。

2. 変更の内容に関しましては、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条～第18条 (条文省略)	(商号) 第1条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、 <u>8</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役最高顧問、取締役会長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。 2 取締役会長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。 2 取締役会長に欠員もしくは事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(執行役員) 第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(執行役員) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額いずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第33条 当社は、監査等委員および監査等委員会を置く。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集手続) 第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条～第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたしますと共に、取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

つか もと あつ し

1

塚本 厚志

(昭和37年11月4日生)

所有する当社株式の数 32,888 株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和60年4月 株式会社セイジョー入社

平成8年12月 同社 取締役支店部長

平成11年7月 同社 取締役営業部長

平成13年12月 同社 常務取締役営業本部長

平成14年12月 同社 代表取締役社長

平成18年5月 株式会社WINドラッグ代表取締役社長

平成20年4月 当社 代表取締役社長（現任）

平成25年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役

平成26年5月 株式会社WINドラッグ代表取締役社長（現任）

平成28年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア代表取締役
(現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ココカラファイン ヘルスケア代表取締役

株式会社WINドラッグ代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

塚本厚志氏は、30年以上にわたり薬局事業、小売事業に関わり、平成20年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。当社の経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

しば た

柴田

とおる

透

(昭和31年6月24日生)

所有する当社株式の数

0株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 昭和58年4月 花王株式会社入社
 平成2年1月 日本リーバ株式会社（現 ユニリーバ・ジャパン株式会社）入社
 平成5年5月 エスティローダグループオブカンパニーズ株式会社入社
 オリジンズナチュラルリソース株式会社事業本部長
 平成8年3月 クリニックラボラトリーズ株式会社取締役マーケティング本部長
 平成8年10月 同社 取締役事業本部長
 平成10年3月 同社 常務取締役事業本部長
 平成13年2月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社コンシューマー
 カンパニー代表取締役
 平成26年11月 当社 顧問
 平成27年4月 当社 副社長執行役員経営戦略本部長兼海外事業部長
 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役（現任）
 株式会社ファインケア取締役（現任）
 株式会社ココカラファインOEC取締役（現任）
 株式会社岩崎宏健堂取締役（現任）
 株式会社ココカラファイン ネクスト取締役（現任）
 平成27年6月 当社 取締役副社長（現任）
 平成28年4月 株式会社ココカラファイン アソシエ取締役（現任）
 株式会社ココカラファイン ソレイユ取締役（現任）
 [重要な兼職の状況]
 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役
 株式会社ファインケア取締役
 株式会社ココカラファインOEC取締役
 株式会社岩崎宏健堂取締役
 株式会社ココカラファイン ネクスト取締役
 株式会社ココカラファイン アソシエ取締役
 株式会社ココカラファイン ソレイユ取締役

■ 取締役候補者とした理由

柴田透氏は、外資系企業での経営の経験があり、その豊富な知見と幅広いネットワークを最大限に活かし、当社グループの更なる経営の高度化の推進に適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成6年4月 弁護士登録

平成15年10月 北山法律事務所開設

平成16年8月 株式会社ライフオート社外監査役

平成18年11月 株式会社アライドハーツ・ホールディングス社外取締役

平成22年10月 当社 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕
北山法律事務所 代表

■ 取締役候補者とした理由

北山真氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士資格を有しており、豊富な専門知識と経験により法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の北山真氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は北山真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 北山真氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月であります。
4. 当社は北山真氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、北山真氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

さか もと あきら

1

坂本 朗

(昭和35年10月21日生)

所有する当社株式の数

0株



新任

- 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況
- 昭和59年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 平成14年7月 同行 つつじヶ丘支店長
- 平成16年4月 同行 小金井支店長
- 平成18年4月 同行 上大岡支店長
- 平成20年4月 同行 田無支店長
- 平成22年4月 同行 船橋支店長
- 平成24年5月 公益財団法人上原記念生命科学財団入団
- 平成28年4月 当社 顧問（現任）

■監査等委員である取締役候補者とした理由

坂本朗氏は、直接、会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。



新任

- 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況
- 昭和48年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
 - 平成12年5月 同行 執行役員新宿新都心支店長
 - 平成15年1月 株式会社ジップ・ホールディングス（現 当社）入社
 - 平成16年5月 同社 執行役員経営企画部長
 - 平成18年11月 株式会社アライドハーツ・ホールディングス（現 当社）執行役員CSR推進室長
 - 平成21年2月 同社 取締役CSR推進室長
 - 平成22年10月 当社 常務執行役員内部監査室長
 - 平成24年4月 当社 常務執行役員店舗・業態開発室担当
 - 平成24年6月 当社 監査役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

古松泰造氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、役員としても経営に関する幅広い見識と専門知識を有していることから、当社におけるコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

とり い

鳥居

あきら

明

(昭和24年9月13日生)

所有する当社株式の数

0株



新任

- 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況
- 昭和50年11月 監査法人第一監査事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所
 - 昭和63年7月 KPMGニューヨーク事務所
 - 平成6年12月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員
 - 平成12年4月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員
 - 平成15年7月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員
 - 平成20年4月 同所 監事
 - 平成24年7月 鳥居公認会計士事務所設立（現任）
 - 平成26年6月 当社 社外監査役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

鳥居明氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本朗氏及び鳥居明氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は坂本朗氏及び鳥居明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は坂本朗氏、古松泰造氏、鳥居明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

かわ しま ひろし

川島 宏

(昭和22年1月9日生)

所有する当社株式の数

0株



新任

- 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況
- 昭和44年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
- 平成5年1月 同行 事務企画部長兼事務指導室長
- 平成7年11月 同行 室町支店長
- 平成9年6月 三和ビジネスクレジット株式会社常務取締役リース本部長
- 平成11年6月 株式会社ジェーシービー取締役経理部長
- 平成18年6月 同社 専務執行役員大阪支社長
- 平成21年4月 株式会社ジェーシービー・サービス取締役会長
- 平成22年10月 株式会社パソナ非常勤顧問（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

川島宏氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者川島宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の川島宏氏は補欠の社外取締役候補者であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
当社の取締役の報酬額は、平成21年6月9日開催の第1回定時株主総会において年額300,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関するために替えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第3号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

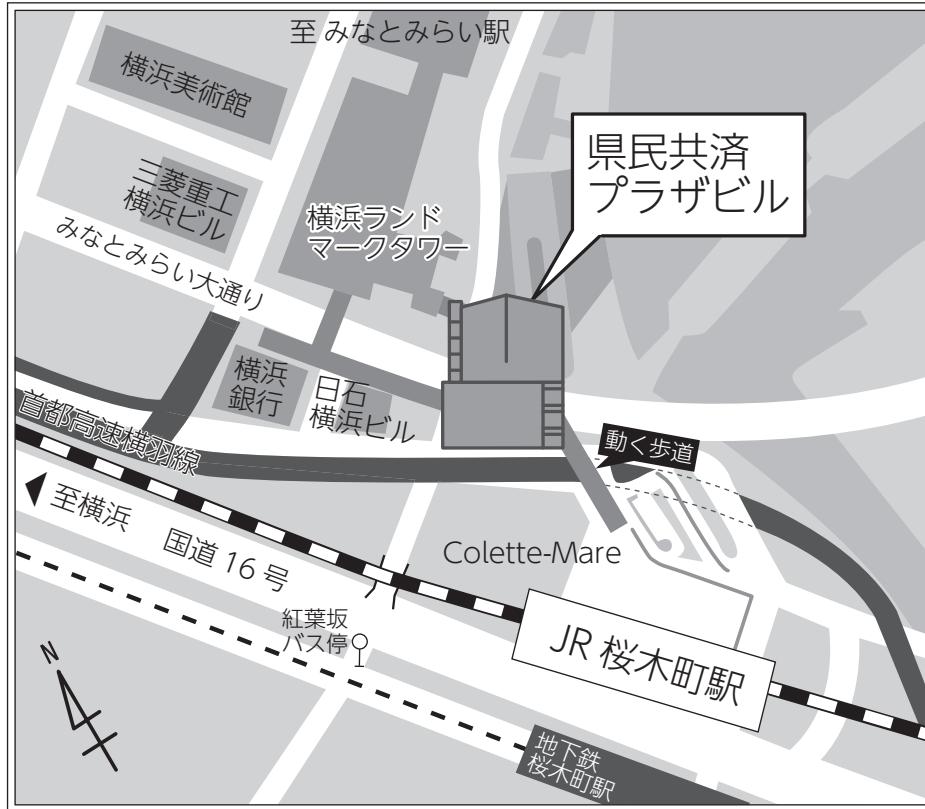
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル1階

『県民共済みらいホール』 電話 (045) 201-3080

交通：JR根岸線「桜木町」駅下車 徒歩約3分

横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町（県民共済プラザ前）」駅下車

JR根岸線方面（北1出口）徒歩約7分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会終了後、当社の管理栄養士および登録販売者による骨密度測定・健康に関する相談会の開催を予定しております。お気軽にご参加ください。